平成２２年（フ）第１９１号
大阪府河内長野市上田町293番地の１
債務者　吉野百合一
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
堺市中区東山758番地４　コンフォール東山103号
債務者　郡山　秋水
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
大阪府高石市西取石５丁目６番11号　コーポ西取石101、前住所兵庫県宝塚市高司１丁目５番14―201号
債務者　岡本由美子
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
堺市西区鳳南町３丁301番地９ＡＰＡガーデンスプリングス鳳2702号
債務者　西山　雅代
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
大阪府柏原市法善寺４丁目10番13号　グリーンハイツ豊陽201号室
債務者　佐藤　　忠
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
大阪府河内長野市日東町５番１号
債務者　飯川美礼亜
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
大阪府高石市綾園５丁目７番57号　千萩マンションＢ棟302号
債務者　佐古　孝行
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
大阪府高石市加茂１丁目８番８号
債務者　矢野　惠子（旧姓池田）
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番13―205号
債務者　笠松ふとん加工所こと　笠松　誠司
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅１棟207号
債務者　満岡八千代
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
大阪府松原市岡２丁目13番３―206号
債務者　荒川　ルミ
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
大阪府大阪狭山市狭山４丁目2471番地の11
債務者　竹本　　剛
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
堺市堺区八千代通４番25号
債務者　池田　雄之
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
盛岡市西青山１丁目14番８号、旧住所盛岡市上米内字白石63番地
債務者　川﨑　知子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１３号
山形県鶴岡市大塚町33―44　レオネクストヴィラ　ド　シェル113号室、住民票上の住所山形県鶴岡市安丹字村上２番地１　コーポＷＥＳＴ202
債務者　中村　友也
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１５号
山形県鶴岡市稲生１丁目４番17号
債務者　佐藤かつ江
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１６号
山形県鶴岡市稲生１丁目４番17号
債務者　佐藤　　守
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部